

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

水産課

法令名	公有水面埋立法			法令番号	大正10年法律第57号			
手続名	免許失効の場合の原状回復義務の免除			根拠条項	第35条第1項但書			
審査基準	過去実績がないので、審査基準は設けない。なお、許可の申請がなされた際に、直ちに審査基準を策定する予定である。							
受付 機関	水産課 (農林事務所)	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課 (農林事務所)	標準処理期間	30日	目次 No.
						標準経由期間	10日	